

1991年11月22日  
(平成3年)

藤沢市長 葉山 峻 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 山本 章

報酬等の支払い業務に係るコンピュータ利用について（答申）

1991年（平成3年）11月8日付で諮問された、報酬等の支払い業務に係るコンピュータ利用について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報保護条例第11条の規定によるコンピュータ利用を認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、コンピュータ利用の必要性は、次のとおりである。

- ・ 非常勤職員等に対する報酬の支払いについては、会計課において、関係各課から送付された伝票及び報酬手当等仕訳書の内容を審査し、所得税を源泉徴収したうえで支払い手続きを行っているが、現在、これらの事務のうち、伝票処理を除くすべてを手作業により行っているため、各課においては支払いの都度、支給額、所得税額を計算し、報酬手当等仕訳書へ記入しなければならず、事務が繁雑となり、正確性にも欠けるようになってきている。
- ・ また、会計課においても、各課から送付された書類を審査する中で、支給額、所得税額を再度計算し、確認をするとともに、納付書兼領収書の作成や所得税源泉徴収簿への記載等を行っているが、これらの繁雑な事務に加え、処理件数も増加しており、円滑な支払いが困難なものとなっている。
- ・ 以上のことから、これら一連の事務をコンピュータ化し、事務の効率化と正確性の向上を図るとともに、報酬等の円滑な支払いと適正な納税を図るものである。

なお、本システムは、現在稼働している財務会計オンラインシステムのサブシステムとして位置づけるものである。

### 3 審議会の判断理由

以下のことから、コンピュータ利用を認めるものである。

- ・ コンピュータ利用の必要性

① 報酬等の支払いに際し、所得税を源泉徴収することは、所得税法に基づく支払い者の義務であり、税額を正確に算出し、一定の期間内に納付しなければならないため、より確実に合理的な事務処理が必要であるといえる。

② 現行の方法では、複雑な計算や転記作業により、ミスも生じやすいうえ、処理件数も相当数に上っており、業務を円滑に行うことが困難であると認められる。

- ・ 取扱う個人情報の範囲

コンピュータに入力する項目は、対象者の基本的事項、収入状況のほか、扶養控除等申告書の記載項目であり、また、会計課以外の端末機から出力可能な項目は、各担当課が関係する対象者の支給額及び所得税額に限定されており、それぞれの業務における必要最小限の項目であると認められる。

- ・ 他のファイルとの結合

本システムは、ホストコンピュータから専用回線で各端末機に接続されるため、他のファイルとの結合による個人情報の加工処理はされないと考えられる。

- ・ 安全対策

本業務の処理にあたっては、会計課においては端末機の利用者を3名の担当者限定し、各課担当者が使用する端末機についても、パスワード設定により制限すること等を規定した、「報酬等の支払い業務に係る個人情報取扱い要領」に基づき運営されるため、安全対策上の配慮がなされていると認められる。

以上